

(参考)「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案 新旧対照表

(赤字下線箇所が改正部分)

改 定 後	改 定 前
<u>固定通信分野における</u>接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針 平成 30 年 2 月 (令和4年●月最終改定) 総 務 省 1. 目的等 [略] 2. 用語の意義 [略] 3. 検証の実施方法 (1) 検証時期 [略] (2) 検証対象 本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。 ① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料 [削除] ③ フレッツ光ネクスト ④ フレッツ光ライト ⑤ ひかり電話	接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針 平成 30 年 2 月 (平成31年3月最終改定) 総 務 省 1. 目的等 [同左] 2. 用語の意義 [同左] 3. 検証の実施方法 (1) 検証時期 [同左] (2) 検証対象 本件検証は、当面、次のサービスについて行うものとする。 ① 加入電話・ISDN基本料 ② 加入電話・ISDN通話料 ③ <u>フレッツADSL</u> ④ フレッツ光ネクスト ⑤ フレッツ光ライト ⑥ ひかり電話

⑥ ビジネスイーサワイド

⑦ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。))の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料(※2)の総額を加えたもの(以下「接続料等総額」という。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※3)。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

[※1・※2 略]

※3:(2) ⑦については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

[略]

5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

(1) 3.(3)の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※4)には、事業者は、次のいずれか

⑦ ビジネスイーサワイド

⑧ その他総務省が決定するサービスメニュー

(第一種指定電気通信設備接続料規則第8条第2項第1号の規定(将来原価方式)に基づき接続料が算定された機能を利用して提供されるサービスに属するものを基本とする。)

(3) 検証方法

検証対象ごとに、利用者料金による収入と、その利用者料金が設定されているサービスの提供に用いられる機能ごとの振替接続料(当該機能の利用のために第一種指定設備利用部門が負担すべき認可接続料その他の接続料(※1)をいう。以下同じ。))の総額に当該サービスの提供のために事業者が支払う他事業者接続料(※2)の総額を加えたもの(以下「接続料等総額」という。)を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額(以下「営業費相当基準額」という。当面の間、利用者料金による収入の20%とする。)を下回らないものであるかを検証する(※3)。利用者料金による収入に対応する需要の範囲と、接続料等総額の算定に用いられる需要の範囲は、一致しなければならない。

[※1・※2 同左]

※3:(2) ⑧については、検証対象のサービスメニューに設定されている利用者料金が、当該サービスメニューの提供に用いられる振替接続料及び他事業者接続料の合計を上回っているかを検証する。

4. 結果の公表等

[同左]

5. 利用者料金収入と接続料等総額の差分が営業費相当基準額を下回る場合の取扱い

(1) 3.(3)の検証の結果、利用者料金による収入と接続料等総額との差分が営業費相当基準額を下回った場合(※4)には、事業者は、次のいずれか

の措置を講ずる。

※4：3.（2）⑦にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① [略]

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況（※5）が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5：3.（2）⑦にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

（2）[略]

6. その他

[(1)～(4) 略]

[削除]

（以上）

の措置を講ずる。

※4：3.（2）⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回った場合

① [同左]

② 例えば、第一種指定電気通信設備接続料規則第14条の2の規定による接続料の水準の調整を行う、利用者料金の変更を行うなど、本指針による検証の結果認められる利用者料金による収入と接続料等総額との間の差分が営業費相当基準額を下回る状況（※5）が解消される所要の措置を講じた上で、認可接続料の認可申請を行う。

※5：3.（2）⑧にあつては、利用者料金が振替接続料及び他事業者接続料の合計を下回る状況

（2）[同左]

6. その他

[(1)～(4) 同左]

(5) 3. (2)②(加入電話・ISDN通話料)については、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成31年総務省令第13号)附則第4条の規定が効力を有する間(附則第2条の規定により附則第4条の通知を行うことができる期間を含む。)は、本指針を適用しない。

（以上）